

「白山市犯罪被害者等支援条例(案)」に対するご意見と市の考え方について

募集期間：令和4年6月6日(月)～6月19日(日)

結 果：1名の方から3件の意見

パブリックコメントに寄せられた条例案へのご意見・ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>「石川県内の全市町に犯罪被害者等支援条例の制定及び実効的運用を求める会長声明」（金沢弁護士会、令和3年8月31日）を踏まえ、「住居の確保、雇用支援、家事・育児・介護などの衣食住に関わる直接支援、保健医療の支援」を明記してください。またその中の「(4)先駆的取組みが実施されている市町の例」も踏まえて、十分に充実した支援がなされる体制を整備してください。</p>	<p>第4次犯罪被害者等基本計画の4つの基本方針、5つの重点課題及び弁護士会の会長声明等を参考にし、条例等の規定及び支援体制の整備について、協議してまいります。</p>
<p>白山市条例における「犯罪被害者等」の定義として、被害時に被害者のパートナーシップ宣誓制度によるパートナーであった者や、異性同性問わず被害者の配偶者と事実上同様の事情のあった者も含め、相談・援助等の支援対象であることを、明文化してください。</p>	<p>必要な方に支援が届くよう、支援施策を規定してまいります。</p>
<p>被害者のパートナーシップ宣誓制度によるパートナーや、同性間で被害者の配偶者と事実上同様の事情のあった者も、事実婚の相手と同様に、見舞金支給制度の対象としてください。そのために、支給要綱の下記および第8条（遺族見舞金の申請）について、所要の点を改正してください。</p>	<p>県内各市町に犯罪被害者等見舞金支給要綱が制定されていることから、これら市町の動向を注視しながら、協議してまいります。</p>